

「このはな地域見守りタイ」事業業務委託 仕様書（案）

1 事業名称

「このはな地域見守りタイ」事業

2 事業目的

高齢者、障がい者、子育て世帯、ヤングケアラー及び不登校児など（以下、この仕様書において「高齢者等」という。）に見守り・声かけを行い、潜在的な孤立者を発見し、援助につなげるため、地域住民等で構成するボランティアによる高齢者等への見守り支援を活性化するとともに、企業や各種団体等と連携することを目的とするものである。

3 事業概要

（1） 地域ボランティアによる見守り活動の実施

自発的な意志に基づき地域に貢献されているボランティア及びボランティアリーダーで構成の「このはな地域見守りタイ」により、高齢者等のうち援助を必要とする人への定期的な見守り活動を実施するとともに、必要に応じた行政機関等への連絡を行う。

ア ボランティアの役割

- ・ ボランティアは、高齢者等の見守り支援が必要とする者を発見し、高齢者等への訪問、医療機関等への付き添い、電話等による定期的及び災害時の安否確認・状況把握を行う。
- ・ ボランティアは、高齢者等の見守り支援の必要性について、ボランティアリーダーに相談し、決定することができる。
- ・ ボランティアは、毎月、ボランティアリーダーに「活動記録表」（別紙2）を提出する。

イ ボランティアリーダーの役割

- ・ ボランティアリーダーは、各地域において、ボランティアを統括する。
- ・ ボランティアリーダーは、毎月、ボランティアから提出のあった「活動記録表」（別紙2）を取りまとめて受託者へ提出するとともに、ボランティアリーダーの活動内容として、「ボランティアリーダー月次報告書」（別紙1）及び「活動記録表」（別紙2）により受託者へ報告する。
- ・ ボランティアリーダーは、高齢者等の見守り支援をはじめとしたボランティアへの活動に関する指導や関係機関との連絡調整及びボランティア相互の情報共有や連携を図るための連絡会を適宜実施する。
- ・ ボランティアリーダーは、3. 事業概要に記載されている「（1）ア ボランティアの役割」を行うことができる。

(2) 地域ボランティアの確保

受託者は、新規ボランティアを増やすための方策を検討し実施する。また、ボランティアの登録及び研修を行う。さらに、ボランティアリーダーを選任し、研修を実施するとともに必要な支援を行う。なお、ボランティア登録者数について、令和7年度此花区運営方針では令和7年度末のボランティア登録者数280人（参考 令和6年度：251人）を目標としており、令和8年度此花区運営方針では令和8年度末は令和7年度末の1.1倍のボランティア登録者数を目標としている。

(3) 見守り活動にかかる企業や各種団体等との連携の推進

受託者は、高齢者等への見守り支援について区内企業や各種団体と協定を締結し、情報提供や地域ボランティアとの連携を図る。

4 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

5 履行場所

本市指定場所

6 業務内容

(1) 見守り活動の実施

ア 活動状況の確認

- 受託者は、毎月、ボランティアリーダーから提出される「ボランティアリーダー月次報告書」（別紙1）及び「活動記録表」（別紙2）によりボランティアリーダーの活動状況を確認する。
- 受託者は、毎月、ボランティアリーダーが取りまとめた「活動記録表」（別紙2）によりボランティアの活動状況を確認する。

イ 見守り対象者と地域ボランティアとの調整

受託者は、見守りを希望する見守り対象者を隨時募集し、地域ボランティアとの顔合わせ等の調整を行う。

ウ ボランティア活動中の事故への対応

受託者は、地域ボランティアの見守り活動中に事故が発生した場合、速やかに委託者へ連絡するものとし、事故報告から保険金支払までの所要の事務について、委託者と協力し対応する。

エ その他

受託者は、ボランティアとボランティアリーダーとの連携支援、困難事案にかかる相談への対応及び必要な助言を行うとともに活動マニュアル等の整備など必要に応じた支援を

行う。なお、受託者は、ボランティア及びボランティアリーダーと対等な立場であるため、ボランティア及びボランティアリーダーに対して強制的な要求は行わないこと。

(2) 地域ボランティアの確保

ア 受託者は、新規ボランティアを増やすための方策を検討し実施する。また、ボランティアの受付、登録及び名簿の管理を行う。

イ 受託者は、ボランティアの中から各地域1名ずつボランティアリーダーを選任する。

ウ 受託者は、ボランティア及びボランティアリーダーに対し、活動に必要な研修を行う。

(3) 見守り活動にかかる企業や各種団体等との連携の推進

受託者は、大阪市及び此花区と「地域見守りの取組みにかかる連携協定書」を締結したライフライン事業者等との連携・調整を行うとともに研修会を実施する。

(4) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施する。

(5) 事務管理

受託者は、上記（1）から（4）に掲げる業務を遂行するために、次の事務を行う。

- ・活動に必要な備品や事務用品の調達。
- ・ボランティア保険の加入、保険料の支払い及び保険給付金の請求。
- ・説明会、研修等に使用する会場の確保及び使用料等必要経費の支払い。

(6) 委託者への報告

次のとおり遅滞なく提出すること。提出時期等については「提出書類一覧」（別紙3）のとおりとする。受託者は、委託者の求めに応じ、本事業で得た情報や活動実績について、隨時、報告するものとし、委託者が必要とする書類があった場合は求めに応じて提出すること。

ア 事業実施計画書

業務の実施に先立ち、次の点の記載に留意し、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した「事業実施計画書」を作成し、委託者に提出すること。

- ・地域の実情に応じた活動のための現状分析（数値の明確化を含む。）
- ・区民の見守り活動への認知度を上げるための方策
- ・見守り活動件数を増やすための方策
- ・ボランティア登録者数増加のための方策（令和7年6月末時点 257名）
- ・ボランティア等に対する研修の企画
- ・見守り活動におけるICTツール活用のための方策

イ 業務実績報告書（四半期ごと）及び報酬・謝礼金額一覧表（四半期ごと）

受託者は、四半期ごとに、「業務実績報告書」（別紙4-1）とボランティア及びボランティアリーダーに支払う報酬・謝礼金額を取りまとめ記載した「報酬・謝礼金額一覧表」（別紙4-2）を作成し、委託者へ提出すること。ボランティア及びボランティアリーダーへの報酬・謝礼の支払いは、委託者より行う。

なお、ボランティア及びボランティアリーダーに支払う報酬・謝礼金については、6. 業務内容に記載されている「(1) ア 活動状況の確認」に基づき、次の点のとおり算出すること。

- ・ ボランティアへの謝礼の金額は、1か月の活動件数が1件以上3件以下は500円、4件以上は1千円とし、1か月あたり1千円を上限とする。
- ・ ボランティアリーダーへの謝礼の金額は、1か月あたり5千円の定額報酬（報告書の整理、リーダー会への参加などに対して）及び活動の件数による実績報酬（相談・連絡調整・訪問などに対して）を支払う。実績報酬は、訪問による活動（ボランティアの訪問時の同行・見守り対象者の医療機関訪問時の付き添いなど）1件1千円、訪問以外による活動（電話・外出先での声かけ・メールなど）1件100円とする。

ウ 年間実績報告書及び業務完了報告書

受託者は、業務を完了したときは、業務の詳細な取組内容を記載した「年間実績報告書」と「業務完了報告書」（別紙5）を作成し、委託者へ提出すること。

エ 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

6. 業務内容に記載されている「(4) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施」について、研修終了後、速やかに「研修実施報告書」（別紙6）を提出すること。

(7) その他

受託者は、委託者との協議により、上記（1）から（6）に掲げるほか、本事業の遂行にあたり必要な業務を行う。

7 此花区の他の事業との連携

受託者は、平成27年度から実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」受託者（大阪市此花区社会福祉協議会）と連携し、委託者が求める範囲で事業の相互充実を図ること。

個人情報について、事業間にて情報共有等相互協力する必要がある場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）及びその他の関連する法令等の趣旨に基づき、適正に取り扱うこと。

8 再委託について

- (1) 受託者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。

- (3) 受託者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、委託者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと委託者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて委託者に提出しなければならない。

9 その他

- (1) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。
- (2) 本事業で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例及びその他の関連する法令等の趣旨に基づき、適正に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、本事業による苦情等トラブルに対応するため、対応マニュアルの整備や責任者の明示など適切な体制の整備をすること。
- (4) 本事業にかかる協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費はすべて受託者の負担とする。
- (5) 業務日誌ならびに業務報告書は、大阪市における公文書として一定期間保存され、市民からの要求があれば公開の対象となるものであることを留意のうえ作成すること。
- (6) 契約締結までの間に委託者及び受託者により本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、プロポーザルの結果により本仕様書の内容を確定する。
- (7) 受託者は、業務計画書の作成に先だち、現在の事業者より本事業にかかる引き継ぎを受けること。また、次期事業の受託者への引き継ぎについては、委託者の指示に従い、委託者の立会いのもと、実施すること。

10 連絡先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所 保健福祉課（福祉）

電話：06-6466-9859

電子メールアドレス：td0013@city.osaka.lg.jp